西京七保」御供所の近世

――御供所寺院とその維持・管理-

はじめに

「当社鎮座以来、永禄以前、社領西京七保之封疆、并洛中洛外「当社鎮座以来、永禄以前、社領西京七保之封疆、并洛中洛外(市代)、北野社に奉仕する西京社人(神人)らは、中二年(一七六二)、北野社に奉仕する西京社人(神人)らは、

礼に参仕し、北野社から酒麹役の利益や社人職の特権を付与さ御供所を通じて北野社へ御供を貢納しつつ、北野社の神事や祭葉である。すなわち、彼らは「西京七保」の各保に住居し、各との関係が連綿と続いてきたという歴史と由緒が込められた言との関係が連綿と続いてきたという歴史と由緒が込められた言とが住居する北野社際下西京の範囲を示すだけでなく、北野社らが住居する北野社外のいう「西京七保之封疆(国境の意)」とは、自ここで社人らのいう「西京七保之封疆(国境の意)」とは、自

高橋大樹

まさに、北野社と社人(神人)との関係史といっても過言では

れてきたという認識を持っていた。北野社膝下西京の歴史は、

ないだろう。

で確認された条々には、「安楽寺縁起之内ニ、御本社ゟ以前、七文政十年(一八二七)六月、北野社社人と宮仕・松梅院の間

人結集の場として機能していたとも考えられる。 調進の場というだけでなく、寺院としての性格を持ちながら社「西京七保」の各保は、元禄期に寺院名が付されており、御供「西京七保」の各保は、元禄期に寺院名が付されており、御供のは、元禄期に寺院名が付されており、御供所が建立之起在之」と北野社創建以前に「西京七保」の御人結集の場として機能していたとも考えられる。

に検討を要しよう。

に検討を要しよう。

に検討を要しよう。

を検討したが [高橋二○一○]、「西京七保」

「大田の再進・備進・支配の実態を、社内御供所八嶋

「大田の調進・備進・支配の実態を、社内御供所八嶋

「大田の関連・備進・支配の実態を、社内御供所八嶋

「大田の東郎を変しよう。

第1章 「西京七保之封疆」と御供所

〈1〉『北野誌』 叙述の検討

しよう。

いてどのように説明されているのか。次にその関係箇所を引用いてどのように説明されているのか。次にその関係箇所を引用た明治四十二年(一九〇九)編纂の『北野誌』には、西京につまず、北野社および西京研究においてしばしば参照されてき

【史料1】『北野誌』(北野神社社務所編纂·國學院大學出版部

発行)

一の御供所に充てられし故に七保の稱は起これり)その保名の御供所に充てられし故に七保といひき、 (中略) 保とは平安城大内裏を起されし時、京城を區劃せられし名稱にして、壹町即ち四十丈四方を四目結の如く四つ合せて四町、四方十六町を一保といひ、場をまたかくのことくして、四つ合せたるを一條といひたり、その保を七つとくして、四つ合せたるを一條といひたり、その保を七つとくして、四つ合せたるを一條といひたり、その保を七つとくして、四つ合せたるを一條といひたり、その保を七つとくして、四つ合せたるを一條といひたり、その保を七つとくして、四つ合せたるを一條といひたり、その保を七つとくして、四つ合せたるを一條といひたり、その保名

保安楽寺は即ち延喜五年二月に社人の祖先等神像を宰府よ**五保満願寺、六保阿彌陀寺、七保成願寺と稱せり**、その一

は一保安楽寺、

二保東光寺、

三保長寶寺、

四保新長谷寺、

: ^ ^ 、 り奉祀し来れる處にて、京都にて公を祭りし最初の地なり

天満宮に勤仕し、その餘暇は各農商の業を営み奉りしが、 でででは、従来安楽寺に奉仕せしめたり、この神人と稱せしめ、七組に分ち神事に奉仕せしめたり、この神人は均しく曼殊院に屬すと雖も、祠官宮仕等と異なりては、は本にあらず、宮の執奏に依りて、従六位下國の介より従四位下國の守に叙任せらる、を例とせり、(中略) 「日七日、九月九日)七保の御供所に於て神饌を調理し、 年中六ヶ度に(正月元旦、同七日、二月廿五日、三月三日、 年中六ヶ度に(正月元旦、同七日、二月廿五日、三月三日、 七月七日、九月九日)七保の御供所に於て神饌を調理し、 本社に獻ぜしのみ、かくて常には御供所を守護し、安楽寺本社に獻ぜしのみ、かくて常には御供所を守護し、安楽寺本社に献せしめ、その餘暇は各農商の業を営み奉りしが、

る、事となりぬ、(後略) を対しのみ、かくて常には御供所を守護し、安楽寺本社に獻ぜしのみ、かくて常には御供所を守護し、安楽寺本社に獻ぜしのみ、かくて常には御供所を守護し、安楽寺本社に獻ぜしのみ、かくて常には御供所を守護し、安楽寺本社に獻ぜしのみ、かくて常には御供所を守護し、安楽寺本社に獻ぜしのみ、かくて常には御供所を守護し、安楽寺本社に獻ぜしのみ、かくて常には御供所を守護し、安楽寺本社に献せる。

【太字・傍線・読点は筆者。以下同様にて略】 まず傍線部 [A] で、社人と七保の来歴が述べられている。 まず傍線部 [A] で、社人と七保の来歴が述べられている。 まず傍線部 [A] で、社人と七保の来歴が述べられている。 まず傍線部 [A] で、社人と七保の来歴が述べられている。 は供所に奉仕する神人らは延享四年(一七四七)に改称して社 人となったと説明する。

> 八嶋屋へ貢納されていた[高橋二〇一〇]。 御供は上下保だけでなく、「二三条保内社」からも北野社御供所のであろうか。傍線部[A]については、中世段階における西のであろうか。傍線部[A]については、中世段階における西のがある。

見解「小野一九八七」から踏み込んだものといえる。見解「小野一九八七」から踏み込んだものといえる。見解「小野一九八七」から踏み込んだものといえる。見解「小野一九八七」から踏み込んだものといえる。

されている[高橋二○一○]。

されている[高橋二○一○]。

でおり[貝二○○三二一○○四]、確かに前稿で検討したようにており[貝二○○三二一○○四]、確かに前稿で検討したようにており[貝二○○三二一○○四]、確かに前稿で検討したようにており[貝二○○三二一○○四]、確かに前稿で検討したようにでいるである。

世末期に見出せるのは確かであり、特に次の記述は注目してよはいつまで遡れるのか。例えば、東光寺保の東光寺が、既に中では一方で、傍線部[B]で説明される保名と寺院名の淵源

「大小」「永禄四年古記録乙」九月九日条 (『北野天満宮史料】「永禄四年古記録乙」九月九日条 (『北野天満宮史料

重要な場

申候、両内三百三拾弐文少間之わひ事ニ候間、未遣候分東光寺より壱貫文請取候、去年之未遣三百三拾弐文請取一、九日、御神供参候、能乗観楽仕候間、我等西京へ参候、

されていたことになる。
おれていたことになる。
なれていたことになる。
なれていたことになる。
なれていたことがおかる。つまを受け取り、それが去年の未進分であったことがわかる。つまを受け取り、それが去年の未進分であったことがわかる。つまを受け取り、存れが去年の未進分であった。というは、おいたことになる。

る必要があると考えられるが、ここでも三枝氏の次の指摘が重た寺院名を直線で結びつけるには、西京の近世的展開を検討すこのように戦国期の寺院名と、後世に「○○保」と冠せられ

要である[三枝二〇一一]。

院は、神人によって天神を独自に祀り御供を備えるための京神人によって建立されたものでないかと推察される。寺れることから、いずれも中世末期から近世初期にかけて西ないが、例えば東光寺保の「東光寺」が戦国期には確認さ各保の名に付されている寺院の成り立ちは必ずしも明確で

確かに近世の新長谷寺や長宝寺の指図には、観音堂が描かれ でおり、天神が祀られていた可能性が高い。ちなみに、新長谷 でに建立されていたことがわかる。また、実態は不明だが (8) 天正期には満願寺の存在も見出せ、「西京七保」に冠せられる (8) (8)

めて考えることに慎重にならざるを得ない。五つの保であることを踏えると、「七つ」という数字に当ては的に繋げる史料を見出すことは難しく、また慶長七年の段階で、しかし、このほかに「七つの保」と「七つの御供所」を具体

〈2〉 「西京七保」 御供所の理解

正四年)および昭和九年(一九三四)の川井銀之助氏の論文次に「西京七保」御供所の理解について、「京都坊目誌」(大

「北野天満宮と七保御供所攷」での説明を確認しておく[川井 ' 九三四]。そこで記述され整理された保・寺院名などを [表

1]にまとめた。

はやはり無理があろう。 氏の説明にある、各寺院を中世以来連綿と続いてきたとするに ていることがわかる。ただ、これら「京都坊目誌」および川井 の御供所寺院も、その大半が廃絶や移転を経て、明治期を迎え [表1]より、川井氏が具体的な七つに措定する「西京七保」

要な記述を見出すことができる。 供所および「保」、また西京社人らの歴史認識を伺い知る上で重 世後期に記された次の神宮寺由緒書である。そこに当該期の御 誌』以外に見出せるのであろうか。そこで注目したいのは、近 では、この七つの保、七つの御供所という捉え方は、『北野

【史料3】「安楽寺修復由緒書」〔本郷家文書三九二号〕

由緒之儀者、従往古申伝処

朱雀天皇御宇、天慶四年辛丑年、勅命よつて長安之西、 近馬場辺ニ、八町四面ニ**七所之神宮寺**ヲ御建立 右

三保 一保 長宝寺 安楽寺 二保 中保 東光寺 新長谷寺

満願寺 六保 阿弥陀寺

成願寺

右宰府被為准挙、表門通二、筑紫町与唱、当社安楽寺、 」本朝天満宮

を持たせるため七つの寺院を当てはめ、由緒を確認していく状 ていく際の歴史的な認識であったということもできよう。 況と期を一にする。社人(神人)らが、自らの由緒を再生成し の保として確定していく過程は、ある意味で「七保」に整合性 記述へと繋がっていくのではないだろうか。「西京七保」が七つ 随したものであり、 たことが記されている。この記述と認識が、後の『北野誌』の ここに「西京七保」御供所が「七所」の神宮寺として創建され 天保十四年(一八四三)の北野社人惣代川井但馬介の書付に付 この史料は後半部および年紀を欠くが、安楽寺修復にかかる 本史料も同時期以降の成立と比定できる。

ここで、先に触れた御供所の由緒をめぐる争論の史料を改め

て検討しておこう。

【史料4】「安楽寺縁起宝物争論一札」〔本郷家文書二四六号〕 為取替一札

社人支配西京安楽寺、 相調候二付、 物之内、并御祓札守、社人ゟ差出候ニ付、宮仕中ゟ差 御裏判頂戴仕候処、下二而及対談、左之通、示談 後と故障為無之、 為拝仕度奉願候処、 為取替置候箇条書 縁起其外宝

	「京都坊目誌」		川井銀之助氏論文
七保社址	北野神社神供所。七保は伝て天暦年 中の創設と云ふ。皆明治六年七月に 廃せられ、祭神を北野に移し末社と す		
一ノ保社	北町にあり。菅神を祭る。安楽寺天神と号す。延喜五年二月九日、筑紫より之に移すと云ふ。また子規天神と呼ぶ。中世社殿に子規の彫刻物を装置せしより合(号)とす。今、彫刻物は北野神社に蔵す。	一保 安楽寺	末社に白太夫、福部、稲荷、猿田彦、御霊の五社。地蔵堂に地蔵尊(明治二年に川井家保管→大正九年に浄土宗弘誓寺に安置)・不動石を安置。明治六年上地、宝物は北野本社に遷座。明治八年に民有地(選佛寺所有)。明治三十九年に御供所跡に「一之保神社」を祭祀。
二ノ保社	掘河町にあり。文政九年四月廃す。	二保東光寺	土蔵に薬師如来木像・十二神像(川 井家保管→浄土宗弘誓寺に安置)。 明治六年上地、明治八年民有地。
三ノ保社	西町にあり。野見宿祢を祀る。 菅神の作と云ふ梅樹を以て彫刻せる十一面観音像を安置す。 之を長宝寺と号す。	三保 長宝寺	十一面観音を安置。木造は明治二年 に向南側の浄土宗成願寺に遷座。明 治六年上地、明治八年に民有地。(後 述・検討)
四之保社	仲保社にあり。今葛野郡に属す。元 文五年三月廃社す。之を新長谷寺と 云へり。菅神作の枕箱観世音を安す。 此堂を捨衣堂と称す。中古此所を以 て北野旅所とす。乃ち神輿行在の地 也。後世神輿岡を以て旅所とす。康 富記に、宝徳二年八月一日、北野神 輿令出西京御旅所とあるは之とす。	四保 新長谷寺	捨衣堂・麗衣堂とも。菅原道真作という枕箱観世音を安置。元文五年の取壊し時に第一保御供所に遷座。(御前十一面千手観音は川井家保管→弘誓寺に安置)。明治六年上地、同十二年払下。
五之保社	行衛町にあり。満願寺と号す。元禄 十五年岡崎に移す。	五保満願寺	薬師仏安置。元禄十五年に寺号・仏像・敷地と共に他に譲る。(→洛東岡崎町法華宗満願寺は寺号を移したもの)
六之保社	同町にあり。阿弥陀寺と号す。寛保 三年御供所を廃す。	六保 阿彌陀寺	阿弥陀安置。 寛保三年に廃絶 。現在 の跡地の石碑には「元阿弥陀寺跡、 慈雲尊者遷化之霊地」
七ノ保社	葛野郡花園村字辻にあり。菅神を祀る。成願寺と号す。元和二年、仏像、寺号、及敷地一反五畝十六歩日蓮宗に譲る。今の成願寺是也。	七保成願寺	元和元年に寺号(某法華宗僧)· 仏像 (浄土宗西蓮寺へ)を譲る。三井家菩 提寺。明治六年上地、神殿・拝殿は 北野社御旅所へ移し、御輿岡神社に 改めて鎮祭。明治十二年民有地。

、安楽寺縁起之内ニ、御本社ゟ以前、 七保御供所建立之

保乃神供所七ヶ寺を建立与相認、文面如別帳 起在之候得共、此義、於本社差支候事故、相改後、七

啼郭公木作

并絵図等二茂、郭公之神宝と計、相記申候事、尤縁起 啼郭公之義、本社宝物差支二付、称号相改、縁起建札、

建札等如別帳

神事祭礼之古画、右者、御本社御祭礼之図ニ而茂無之、

御旅所御規式ニ而茂無之候事、

一、御絵伝、右者、世間流布之御伝記ニ御座候事:

、霊仏霊宝之義者、別紙之通、記置候内、為取替状点数 之外、由来等御座候共、板行等無之候、尤 御本社ニ

差支無之様、可申述候事、

御札守之義者、差出シ不申候、御祓之義者、文化八年

済状面之通、相心得可申候事、

間鋪候事、 授可申候、右開帳為拝中ニ限り、其余例ニ者、相成 拝之節と、参詣之内乞請度旨申もの計立者、 但、右之通ニ候得共、今度格別之対談を以、開帳為 御祓相

右之通、熟談相懸、双方申分無之候、以来、為拝等仕候 宝物増減在之候て、社人中
ら宮仕中
い、 御本社差

> 諸事為取替一札通二、 梅院ニおゐても、承知罷在候義ニ御座候ニ付、松梅院役 候、尤梅松院役人『茂申談、取噯仕候義も御座候ニ付、松 支無之様、対談可申候、然ル上者、少も異乱申分無御座 人河合謙助義も連印仕候而、永世互ニ争論ヶ間鋪義不仕 無懈怠永続可仕候、為後日為取替

文政十亥年六月

札

仍而如件、

社人惣代

神部長門守(印

緒方金吾(印)

宮仕年預

松栄坊 (印)

梅深坊 印

役者

松梅院役人 玉鳳坊(印)

河合謙助(印)

が、訴えの中で由緒を確認し、そこで「七保」御供所について とについて、宮仕中らが「差支」を申したことによる。社人ら 語り、その中で由緒が訂正され再確認されていく過程が興味深 その原因は、安楽寺の縁起・宝物・祓札を社人から差し出すこ 文政十年 (一八二七)、宮仕中と社人による争論が起こった。

願書をみておこう。 運営の実態を検討する長宝寺に関わる社人仲間の再興を訴える 訴状において引用されることになる。ここで、 になり、 の前提となる神宮寺としての建立へと由緒が再編成されたこと いう記述に改めたという。七ヶ寺という、いわば先の【史料3】 えのある内容であり、それを七保の神供所七ヶ寺を建立したと 前に七保御供所が建立したということが、北野社にとって差支 傍線部にあるように、 以後、しきりに「七保」や御供所寺院の由来が願書や 安楽寺の縁起で、 本社北野社創建以 第二章で維持・

【史料5】「長宝寺保社人絶家株相続願書」〔本郷家文書三八八

当御支配社人仲間之儀者、 而者、 只今ニ而者、 用向ニも難相立奉恐入候、右ニ付、長宝寺保壱人乃私 可成二、相続仕居候、 弐ヶ寺絶転仕候而、 合仕、八十四家七組ニ相分り、 十三家有之相続仕来り候処、 相続仕来り候所、追々仲間絶家の者、数多有之候ニ付 乍恐口上書を以奉願上候 長宝寺保私壱人ニ相成り、 五保之内安楽寺・保長宝寺保、 其之後、五保を以五ツ組ニ相分り、 然ル処、右長宝寺保、 往古七保有之、 追と絶家仕候而、只今ニ 連続仕来り候所、 殊二多病二付、御社 其の向も都 往古仲間 右弐ヶ保

> 所 二付及衰微二候段、 尤も其砌社人仲間、為取替一札仕置候得者、此度長宝 談事可相成様、 御裁許、已後社人一統和熟相調、五保一体"何事も申 申立一圓取り合不申候段、 此度長宝寺保組内より、分家の者、其の末と吟味仕候 保々の衰微二も相成候段、重と乍恐歎ヶ敷奉存候二付 転ニも可相成哉ニ奉察入、左様候得者、 寺保絶家取立相続仕候義ハ、於テ 入、絶家為致相続申度旨、相頼及申候所、彼是不承知 万一不相続之儀茂御座候時者、 慥成血脉の者両人相立、 則仲間一統三相談二及申、 慥成ル血脉の者両三人御座候ニ付、銘こ名前書顕 可致相続旨被 甚以歎ヶ敷存候ニ付、 難相分り奉存候、先年奉蒙 此度長宝寺保組『為致加 既二長宝寺保、悉々絶 仰渡奉畏御請可仕候 何分長宝寺保絶家 社人者勿論 分家の

を以、 配仕、 多勢の下組を相手取り、 同断之事"奉存候、乍併、何分長宝寺保私壱人ニ而、御 者、先年之 御寺務所様二茂、勤功二被 社用向等何も行届不申儀も有之候哉ニ而、 不承知申置候事一、 漸と出来仕処、追而社人仲間不承知、申立候儀 御裁許、如何相心得違可仕候哉、乍恐語言 上組壱人の私ニ而、 **乍恐推察可仕候、** 思召候事ニ相心得、深心 仲間の宿意 何分ニも 利解申聞

哉二、乍恐奉存候間、幾重二も此段御憐愍の御沙汰を二も相成、且ハ御社用二も相立、御神慮ニも相叶可申速二被 仰付被下候得者、保と社人仲間の繁栄之元意速二被 仰付被下候得者、保と社人仲間の繁栄之元意を退、宝暦年中之 御裁許通、并社人仲間為替約候とも納得不仕候間、何卒恐多奉存候得共、此上の御候とも納得不仕候間、何卒恐多奉存候得共、此上の御

之程、伏而奉願上候、以上、仰付被下候得者、嘱難有仕合奉存候、何分宜敷御取成

以、右願之通、被

した。

文政十二年十一月廿三日

の者を新たに社人仲間株へ加入させ、相続させることの追認をの者を新たに社人仲間株へ加入させ、相続させることの追認を人仲間同士の争論の裁定を願い、かつ「御社用向」にも叶うと人でいる点、また文中の平出表現から別当曼殊院へ出されたもしている点、また文中の平出表現から別当曼殊院へ出されたものだろう。

[⑤] 長宝寺保は往古より十三家で続いていたが、[⑥] 一人(本相続。[④] いまは五保のうち安楽寺・長宝寺の二保となった。組にわけて続いてきたが二ヶ寺が絶転し、[③] 以後五保となりと、[①] 社人仲間は、往古から七保あり、[②] 八十四家を七その内容について、傍線部に対応させながら読み解いてみる

に繋がっているとする。郷家)のみになったという。[⑦] そしてそれが保々全体の衰微

から血脈の確かな者を絶家へ差し入れて相続させることを訴願がるとの認識をもっていたことがわかる。そこで、保内の分家五保から二保へと衰微し、それが「西京七保」全体の衰微に繋これら七保と御供所の由緒を述べた部分から、七保から五保、

ここで五保、二保と衰退していく中で、保々社人が御供調進に関わってきた御供所寺院も当然廃絶していったと想像できる。安楽寺・長宝寺以外の御供所寺院が廃絶していく過程は、 「京都坊目誌」や川井論文で示された四保から七保の廃絶・衰退 寺や東光寺の管理に関わる史料が散見されるが、なぜ第三保長 宝寺以外の御供所寺院の維持・管理を示す史料が伝存するかと いう問題は重要である。ただそれを考える前に、まずは近世後 いう問題は重要である。ただそれを考える前に、まずは近世後 いう問題は重要である。ただそれを考える前に、まずは近世後 で安楽寺保・長宝寺保の二ヶ寺に収斂していくうち、第三保長 で安楽寺保・長宝寺保の二ヶ寺に収斂していくうち、第三保長 宝寺について章を改めて検討する。

第2章 御供所寺院の存在形態

〈1〉第三保長宝寺の維持と運営

いて、その概要を確認しておく。
討したい。検討を進める前に、長宝寺が所在した大将軍村につ第三保御供所であったとされる長宝寺の維持・運営について検ここで、「西京七保」御供所寺院の存在形態を考えるために、

保は [図1]参照)。

その長宝寺は地誌類にどのように記されているか。「京羽二

(当) には、洛陽三十三観音の二九番所とあり。 「都すゞめ案内者」には「大じやうぐんの丁」にあるとする。また、「雍州府者」には「大じやうぐんの丁」にあるとする。また、「雍州府者」には「大じやうぐんの丁」にあるとする。また、「雍州府者」には「京都坊目誌」には「三保社址」の項に、野見宿禰を祭り、「守僧を長宝寺と号す」と記し、明治六年(一八七三)禰を祭り、「守僧を長宝寺と号す」と記し、明治六年(一八七三)禰を祭り、「守僧を長宝寺と号す」と記し、明治六年(一八七三)禰を祭り、「守僧を長宝寺と号す」と記し、明治六年(一八七三)本書が、「京都名所とあり、「都すゞめ案内」に「祠字」が北野神社境内へ移ったとする。

はどのように記されているのか。では、正徳四年(一七一四)に作成された「寺社御改帳」に

【史料6】「寺社御改帳」〔本郷家文書五五四号〕

一、北野御供所 長宝寺

境内東西拾美間 観音堂 美間 瓦葺

客殿醞 板葺

是者、七百七拾年余、天慶年中朱雀院御宇、北野二

垂跡已後、御供所と相極ル、

たこともわかる。また、その規模や配置については、寛政年間年迄、八百六拾七年也」とあり、常に天慶年中が意識されていたとする。この記述の後に貼り付けられた付箋には「文化九申をとする。この記述の後に貼り付けられ、境内に観音堂・長宝寺が北野社御供所として位置付けられ、境内に観音堂・

[図1] 大将軍村関係図

①大将軍八神社、②成願寺、③北野社御供所八嶋屋(竈社)、④東光寺、⑤選佛寺、⑥弘誓寺 ※注:明治 22 年大日本帝国陸地測量部仮製地形図 2 万分の 1(京都)を使用した。

できる ([図2])。 の長宝寺修造訴願に付された指図からある程度推察することがの長宝寺修造訴願に付された指図からある程度推察することが

に共通する認識であったと推測される。 に共通する認識であったと推測される。 に共通する認識であったと推測される「北野御供所」は、しば ところで、この長宝寺に冠せられる「北野御供所」は、しば

七月の口上書からもうかがうことができる。また、長宝寺の寺院としての性格は、享和三年(一八〇三)

(表紙)「 享和三年亥七月 【史料7】「北野天満宮御供所長宝寺覚」〔本郷家文書三八二号〕

就御觸口上覚

大将軍村北野天満宮御供所長宝寺_

、御朱印無御座候、

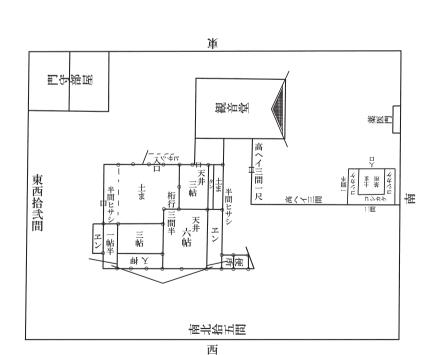
······· 御宮有之、 御位牌等御公儀様ゟ御安置被成候儀、無御

、御公儀様其外ゟ葵

御紋附之品、御寄附有之候訳、此儀一切無御座候

儀、無御座候、御所司様、并両 御奉行様へ、御物入并継目御礼等之

、関東立、従前と諸御礼・其外差定参上仕候義、無御座



[図2]長宝寺普請願(指図部分)[本郷家文書195号]よりトレース

、勅願所ニ而者、無御座候

、官位之儀、無御座候

、紫衣色衣等、無御座候

住職之儀者、 社人ゟ帰依之僧請待仕候、

無住之節者、社人ゟ支配仕候、

組寺、無御座候

隠居所塔頭、無御座候

、堂上方猶子ニ者無座候

山号・院号無御座、寺号計ニ御座候

、無本寺ニ御座候、

、真言宗ニ而、山城国葛野郡大将軍村ニ御座候、

、諸御願御届等之節、御廊下へ罷出申候

右之通、相違無御座候、以上、

大将軍村天満宮御供所

長宝寺

無住ニ付

北野社人

本郷喜平次

御奉行様

ここでも「北野天満宮御供所」であることが明記されている

将軍村ではなく社人によって管理・運営がなされている。 無住であった場合は社人が差配するなど、寺院所在村である大 が注目される。すなわち、住職は社人が帰依する僧を招請し 長宝寺の維持・運営に関する条目として、九箇条目・十箇条目 が、朱印地ほか天皇家・将軍家との由緒、京都所司代・町奉行 への継目の礼などもなく、真言宗の無本寺であった。その中で

寺普請争論の際に村方と共に連署する存在であった。 (21) 神主、神主生嶋右京」と記される存在であり、宝暦年中の長宝 宝五年(一六七七)の「大将軍村家数間尺改帳」に「大将軍村 院の長宝寺の維持・運営に関わっていた。この「堂衆」は、延 并堂衆中間無差別立会」と、社人と並んで「堂衆」も御供所寺 また後掲【史料12】には「大将軍村保長宝寺之義、居村社人

近世後期を通じて無住であり、常に留主居が置かれていた。 しかし、このように社人・堂衆の管理下にあった長宝寺は

〈2〉長宝寺の留主居

載および寺預り証文から分析してみよう。 ここで長宝寺の留守居について、長宝寺の宗門人別改帳の記

年次もほぼ同様のもので、例えば天明二年(一七六五)の宗門 (一八四九) のうち十九年分が残されている。記載方式はどの まず、宗門人別改帳は、安永八年(一七七九)から嘉永二年

人別改帳を示すと、

【史料8】「宗門人別改帳」〔本郷家文書四○六号〕

る

山城国葛野郡大将軍村

候間、右段御断申上候、北野天満宮御神供所真言宗無本寺長宝寺、当時留主居無御座

真言宗長宝寺

いが にあたっては、「其元弟子之内『永代見立」とし、「不如法又ハ 宝寺は「往古ら社中并堂衆支配ニ紛無」いので、留主居を置く 費用一貫目を渡して、「永世留主居相頼」むとした。もっとも長 きる。これは、社中総代本郷郡次と堂衆生嶋右京が恵菊尼に宛(¾) 寛政元年(一七八九)の留主居差入証文からうかがうことがで 居を置いて管理していたことがわかる。この留主居のあり方は、 別改帳を見る限り、すべてにおいて長宝寺は無住であり、留主 住之節者、社人ゟ支配仕候」と関わっている。残存分の宗門人 ある「一、住職之儀者、社人ゟ帰依之僧請待仕候」あるいは「無 吟味などの文言が付され、京都町奉行に提出されたことがわか と北野社御供所であることが明記され、この時は存在していな てたもので、近年留主居もなく、長宝寺普請を願うにあたって 「留主居」の存在は、先の長宝寺の性格を規定した【史料7】に 作成者は「長宝寺北野社社人本郷万右衛門」である。この 「留主居」の有無が記される。この後段には切支丹宗門の

社法・村法等」を背く時は「退去之義」を申し入れるとしてい

これら宗門人別改帳および留主居請証文を一覧にしたのが 「表2」である。安永八年の恵奘、および天明三年(一七八三) の隆賢は男僧であると思われるが、ここで特徴的なのは、天明 一七八五)から嘉永元年(一八四八)の留主居がみな尼僧であったことである。また宗旨も浄土宗・禅宗と一定ではな く、たとえば享和二年(一八〇二)の宗門人別改帳をみると、 であった留主居尼光照が、同宗嵯峨清凉寺末千本一条佛性寺旦 那へと同宗内で変更されている。

次の史料からわかる。 にここで寺預り証文の中で、文化五年(一八〇八)の留主居交代代を検討してみよう。このとき尼僧光照から、尼僧明亀に交代代を検討してみよう。このとき尼僧光照から、尼僧明亀に交代にある。

【史料9】「長宝寺留主居寺預り証文」〔本郷家文書二〇三号〕

候、然ル上者、■公儀様法度ハ勿論、諸事大切ニ為相守■請人ニ罷■申候、宗門者、**禅宗北町選佛寺**弟子ニ紛無御座**主居**仕候明亀与申尼、■**先祖ゟ能存知慥成仁**ニ候故、我等北野天満宮御供所大将軍長宝寺、**観音■土御守護**、今般留

「表 2]「宗門人別改帳」・「寺預り証文」にみえる長宝寺留主居

		【表 2	宗門人別以帳」	・「寺預り証文」にみ。	える長玉守留土店	
年号	西暦	住持	留主居	備考	作成者	本郷家 文書
安永8年	1779		留守居恵奘(坊)	天台律宗山門西教寺末 寺上善寺法縁之僧		170 号· 403 号
天明2年	1782	無住	留守居無		長宝寺保北野社人本郷万右 衛門	404~ 406号
天明3年	1783		留守居隆賢	圓通寺法縁之僧		173 号
天明5年	1785		留守居 (尼) 清与	禅宗	市原村補陀落寺	175 号
天明8年	1788	無住	留守居無		長宝寺代北野社人本郷郡次	407 号
寛政元年	1789	無住	願中		恵菊尼弟子中	194 号
寛政元年	1789	無住	留守居無		北野御神供所無本寺長宝代 本郷郡次	408 号
寛政3年	1791	無住	留守居無		北野御神供所無本寺長宝代 本郷郡次	409 号
寛政4年	1792	無住	留守居尼光照	浄土宗知恩院末泉州中 庄村大光寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	410 号
寛政7年	1795	無住	留守居尼光照	净土宗知恩院末泉州中 庄村大光寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	197 号
寛政 10 年	1798	無住	留守居尼光照	浄土宗知恩院末泉州中 庄村大光寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	411 号
享和1年	1800	無住	留守居尼光照	净土宗知恩院末泉州中 庄村大光寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	412 号
享和2年	1802	無住	留守居尼光照	弟子智照·恵林(浄土 宗知恩院末泉州中庄村 大光寺旦那)	北野社人惣代本郷喜平次	413 号
享和3年	1803	無住	留守居(尼)光照	浄土宗嵯峨清凉寺末千 本一条佛性寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	414 号
文化1年	1804	無住	留守居(尼)光照	净土宗嵯峨清凉寺末千 本一条佛性寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	415 号
文化2年	1805	無住	留守居(尼)光照	净土宗嵯峨清凉寺末千 本一条佛性寺旦那	北野社人惣代本郷喜平次	416 号
文化5年	1808		留主居尼僧明亀尼	禅宗北町選佛寺弟子		203 号· 204 号· 207 号
文化9年	1812		留守居			210 号
文化 10 年	1813	無住	留守居尼宣詔	禅宗西京村無本寺撰佛 寺旦那、弟子尼宣裁	北野社人惣代本郷郡次	417号
文政4年	1821	無住	留守居尼本明	禅宗愛宕郡鷹峯源光庵 末寺同郡小出石村正圓 寺弟子尼、智見	北野社人惣代本郷郡次	418号
文政6年	1823		留守居尼妙還			228 号
文政7年	1824	無住	留守居尼英順	浄土宗金戒光明寺中西 雲院旦那	北野社人惣代本郷郡次	241 号· 419 号
文政9年	1826	無住	留守居尼宣玲	禅宗無本寺西京北町選 佛寺弟子、弟子尼宣裁・ 弟子尼宣程	北野社人惣代本郷郡次	420 号
文政 11 年	1828	無住	留守居尼宣琩	禅宗無本寺西京北町選 佛寺弟子、弟子尼宣裁・ 弟子尼宣程	北野社人惣代本郷郡次	421 ~ 423 号
天保2年	1831	無住	留守居尼宣琩	禅宗無本寺西京北町選 佛寺弟子、弟子尼宣裁・ 弟子尼宣程	北野社人惣代本郷郡次	424 号
嘉永1年	1848	無住	留主居尼僧宣裁 尼·宣鏡尼	禅宗選佛寺弟子		255 号
嘉永2年	1849	無住	留守居無		北野社人惣代本郷郡次	402 号

※網掛けは「宗門人別改帳」より、その他は「寺預り証文」など他の史料よりデータ化した。

間敷候、為後日之、寺預り証文依如件、 出来候共、拙者罷出、急度埒■、社人惣中治少茂懸御難申出来候共、拙者指出、急度埒■、社人惣中治少茂懸御難申共、拙者方へ引取可申候、若此仁ニ付、■■様之六ヶ敷儀申候、万一病身ニ而、仏像前御守護難相勤■ハ、、何時成申候、万一病身ニ而、仏像前御守護難相勤

居之儀、貴僧様御勤可被成候、

右ニ付、

我等在寺中買

相勤居候処、勝手二付、此度致退去候、

調候品、

左之通

文化五戊辰年

正月 上御霊中町薮内町

引取請人佐藤和藤太(印)

留主居尼僧明亀尼 (印)

御社中参

惣代本郷喜平治殿

僧でなければなかったのか。それを考えるにあたって、この明僧におけば、「社人らにとって」という含意もあろう。つまり、頭におけば、「社人らにとって」という含意もあろう。つまり、頭におけば、「社人らにとって」という含意もあろう。つまり、頭におけば、「社人らにとって」という含意もあろう。つまり、頭におけば、「社人らにとって」という含意もあろう。つまり、頭におけば、「社人らにとって」という文言は、として招請するということにあったといえよう。では、なぜ尼として、上御霊中町薮内町の佐藤和藤太明亀は長宝寺留主居として、上御霊中町薮内町の佐藤和藤太

【史料10】「長宝寺道具引継一札」〔本郷家文書二〇四号〕亀入寺の際の道具引継に関する史料をみておこう。

札

一、北野天満宮御供所大将軍長宝寺留主居之儀、是迄我等

文化五年正月

勝手二可被成候、

先者為後証道具類売渡シ、

代金請取

依而如件、

留主居尼

光照

明亀殿

ては必要なく、新しい「御供所大将軍長宝寺留主居」明亀にとっでなく、竈や押入、茶碗など生活用具も含まれるが、光照にとっへ売り渡されることになった。障子や畳、戸といった建具だけこのとき、前留主居光照の買い集めた諸道具が、四両で明亀

るいは関係した道具類であったと考えられる。て必要な道具であったといえる。おそらく、御供調進に使用あ

たに加わっている。 翌文化六年に【史料10】と同様の留主居請一札が作成された。 翌文化六年に【史料10】と同様の留主居請一札が作成された。

いえる。
いえる。
いえる。

い換えれば、尼僧が御供所長宝寺に関与することはできない換えれば、尼僧が御供所長宝寺に関与することの意味である。 長宝寺が単なる寺院ではなく、「御供所」であったことを考えると、そこに尼僧を差し入れる必要は、本社御供所八嶋屋の職掌を担った御子と同様に、御供調進における女性の役割が重視されたためとも考えることもできる。仮に長宝寺留主居が職化しれたためとも考えることもできる。仮に長宝寺留主居が職化したためとも考えることもできる。 を担った御子と同様に、御供調進における女性の役割が重視されたためとも考えることもできる。仮に長宝寺留主居が職化しれたためとも考えることもできる。 を担った御子と同様に、御供所」であったのだろうか。言を尼僧を差し入れ続けた社人の意図を看過することはできない。

> 営の一端として差し入れられたことがわかるだろう。 営の一端として差し入れられたことがわかるだろう。 営の一端として差し入れられたことがわかるだろう。 営の一端として差し入れられたことがわかるだろう。 は、同時に考えなければならないのは、この留守居の出自また、同時に考えなければならないのは、この留守居の出述にあるいは「京都坊目誌」の「守僧を長宝寺と号す」との記述にあるいは「京都坊目誌」の「守僧を長宝寺と号す」との記述にあるいは「京都坊目誌」の「守僧を長宝寺と号す」との記述にあるいは「京都坊目誌」の「守僧を長宝寺と号す」との記述にあるいは「京都坊目誌」の「守僧を長宝寺と号す」との記述にあるいば、この留守居の出自また、同時に考えなければならないのは、この留守居の出自また、同時に考えなければならないのは、この留守居の出自また、同時に考えなければならないのは、この留守居の出自また、同時に考えなければならないのは、この留守居の出自また、同時に考えなければならないのは、この留守居の出自また、同時に考えなければならないのは、この留守居の出自また、同時に考えなければならないのは、この留守居の出自また、同時に考えなければならないのは、この留守居の出自また、同時に考えなければならないのは、この留守居の出自また。

〈3〉長宝寺の造立・修復

では次に、長宝寺の維持・管理に関して、その修復・修造にでは次に、長宝寺の維持・管理に関して、大の原因は、長宝寺修造の費用をめぐるものであった。 大将軍保社人は西京保社人と争論を繰り返していめかわって、大将軍保社人は西京保社人と争論を繰り返していた。その原因は、長宝寺の維持・管理に関して、その修復・修造にでは次に、長宝寺の維持・管理に関して、その修復・修造に

「中型口上書」である。 「中型日上書」では、「中型の上書」である。 「中型の上書」では、「中型の上書」である。 「中型の上書」である。「中型の上書」である。 「中型の上書」である。」である。「中型の上書」である。「中型の上書」である。「中型の上書」である。」である。「中型の上書」である。「中型の上書」である。「中型の上書」である。「中型の上書」である。「中型の上書」である。「中型の上書」である。「中国の上書」では、「中国の「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国の」では、「中国の「中国

与及争論、再三御吟味之上、先と双方共致和睦、**長宝**去ル未年、大将軍村保長宝寺之義ニ付、**西京保社人中**

「西京七保」御供所の近世 高橋 大樹

寺造立二取掛り可申旨、其外者、追而御下知可有之与 被仰渡、双方奉畏候、其砌、村方合も委細書付を以申 と儀、弥古格之通、村中打寄り助勢可仕覚悟二御座候、 上候通、往古今一村限り之建立地二候得者、普請一通 上候通、往古今一村限り之建立地二候得者、要請一通 上候通、独古格之通、村中打寄り助勢可仕覚悟二御座候、 是又、観音参銭之義者、普請料之義ニ候得者、双方立 是又、観音参銭之義者、普請料之義ニ候得者、要請一通 上候通、対内之御公用筋も勤り不申候ニ付、乍恐 我も無心元、村内之御公用筋も勤り不申候ニ付、乍恐 為御届参上仕候、以上、

宝暦二年申九月廿日 大将軍保社人惣代

本郷嘉兵衛(印)

本郷文左衛門(印

御寺務様

御役人中様

になっていた。 でなっていた。 になっていた。 になった。

料がある。
というで正確な時期は不明ながら、同時期に作成された次の史というでのでは、

【史料12】「長宝寺建立由緒書上」〔本郷家文書二八五号〕

大将軍村保長宝寺之義、居村社人并堂衆中間無差別立 取荒地二相成、 御改之節、北野神供所と村方ら書上来り候、尤修復之 畳表替、戸障子張替等迄、往古ゟ尓今大将軍村方ゟ無 樣方、御公儀御目付御役人中御代官所、 宝年中石川主殿頭様、御検地御奉行、其以■、御巡見 会、一村限り建立仕り、 西京保合相妨ヶ被申相廻シ候段、当村社人ゟ被申上候 尤造立之寄進人も是迄有之候得共、如何敬念ニ候哉 宝寺之義■壊ニ付、造立之義ゟ、両村社人中及争論候 極メ有之ニ付、 有之候、此内二保ハ、時当神供所、又ハ社人参■所ニ 義ハ、宝永年中ゟ五保之神供所徳用物一統に打込積り 滞仕来候、尤五ヶ年内、毎c神供も調進仕候而、寺社 巡御在御泊り、或ハ御中食御休息所ニ相用ひ、依之、 人中へ任セ置候処、都而修覆ニ手詰候、一保ハ正明シ 二而、夫ゟ長宝寺参銭、五保一所ニ打込修復之義、社 乍恐御窺申上候 相応ニ修覆も加へ被申候得共、当村長 一保ハ売払被申、唯今ニ而ハ三保相残 前と

合御公用筋等も相勤、 例年御見分御 延

通ニ〔以下記述なし〕

ここでは、長宝寺が居村の社人と堂衆仲間によって建立され、り、そのための畳・障子替えは大将軍村方が勤めていた。また、り、そのための畳・障子替えは大将軍村方が勤めていた。また、社人による神供調進の場でもあり、村方からも「北野神供所」と位置付けられていた。その後、修復に充てられる費用は、宝め、その時から長宝寺賽銭も社人仲間による五保一所の「打込り、その時から長宝寺賽銭も社人仲間による五保一所の「打込り、その時から長宝寺賽銭も社人仲間による五保一所の「打込にまず「手詰」状態に陥る。また、五保神供所のうち、一保は進まず「手詰」状態に陥る。また、五保神供所のうち、一保は産まず「手詰」状態に陥る。また、五保神供所のうち、一保は産まず「手詰」状態に陥る。また、五保神供所のうち、一保はで、修復を行うべきところ、この長宝寺の修復造立については、て、修復を行うべきところ、この長宝寺の修復造立については、の争論の原因は、明確ではないが、修復入用に関する問題であったと推察される。

ではなく、大将軍村内に大将軍村保が存在し、保は社人ら人的れぞれに対応しているということである。村落と保は同じものることであり、それがそのまま「北野神供所」と「村方」のそは、第一に「大将軍村保」と「大将軍村」が書き分けられていさて、争論の端緒を記したこの【史料12】の記述で重要な点

計ではなく、社人仲間による運営が図られていた。た修繕を含めた各御供所寺院の維持・運営費は、各保の独立会寺院の運営方法と社人仲間の関係である。争論の要因ともなっ集団を指すものであったと考えられる。また第二に、各御供所

建方法を探ろうと訴願した。保社人らの加印)へ難色を示し、従来通りの「古格」による再が長宝寺普請について他郷から加印して処理すること(西京村

には曼殊院から和睦を仰せ付けられたが、その後、大将軍村方

争論は和睦を経て収束に向かい、宝暦四年十月四

この後、

【史料13】 「長宝寺普請願につき口上書」 〔本郷家文書一四

号

乍恐口上書

、大将軍村保長宝寺大破二付、普請之義より事起り、種と 一村方差間申候条、普請一通之義、古格仕来之被為 仰 村方差間申候条、普請一通之義、古格仕来之被為 仰 村方差間申候条、普請一通之義、古格仕来之被為 仰 村方差間申候条、普請一通之義、古格仕来之被為 仰 村方差間申候条、普請一通之義、古格仕来之被為 仰

宝暦四年戌十月四日 大将軍村保社人

本郷頼母印

本郷丹宮印

「西京七保」御供所の近世 高橋 大

本郷文左衛門印

本郷善之丞印

いえる。

御寺務様

御役人中

うになった。このように、長宝寺をめぐる維持・運営は、宝暦年間に起こっこのように、長宝寺をめぐる維持・運営は、宝暦年間に起こっこのように、長宝寺をめぐる維持・運営は、宝暦年間に起こっ

れつつ検討したい。
軍村・社人仲間・御供所寺院の関係を、長宝寺以外も視野にい伸間の関与とは如何なるものであったのか。次章でそれら大将では、そうした西京「五保」および御供所寺院をめぐる社人

第3章 御供所寺院と保社人

〈1〉大将軍村保と寺院

判明した。これは、諸保御供所が廃絶していくなか、第一章で保の社人だけでなく、西京社人も関与する余地があったことがこれまでの検討によって、長宝寺の維持・運営は、大将軍村

所を社人仲間全体で維持しようとするあらわれでもあったとも検討したように、社人仲間が再編されていく過程で、残る御供

その普請のあり方だけでなく、彼ら社人仲間と御供所寺院との先の宝暦争論は、次に示す宝暦五年の取り換え証文によって、

【史料14】「諸保神供所普請取替証文」〔本郷家文書四三九号〕関わり方がよくわかる。

為取替證文

連印致し、則惣代を以公辺ュ願出可申候、尤五保社人一、諸保神供所等普請願之儀、其保と社人与時之社人惣代

一統之儀ニ候得者、万事無滞様ニ可申合事、

造候、散銭明ケ候差者其序ニ而、立会員数相改可申候一、当時長宝寺及大破有之候得者、惣中申合、早く可致修

事、

- 社用ニ加へ可申候事、一、諸保神供諸在来候納方物等、向後弥評議所≒立会、遂
- **并五保之社人家筋頹転無之様、中絶之社人株**者、筋目不致候様二心伐付合相勤可申候、就中、保と**神供所、**不致候様二心伐付合相勤可申候、就中、保と**神供所、**出来

懸ヶ、自他之無差別不安内之筋者助合、時之裁判人之(**)を正シ相考、互ニ致補闕、社人減少無之様ニ、兼而心

指図を以、社役大切ニ可相頼候事

子細有之、従 候通二可致候 亦者保と向と之諸用之義、是迄用入来候義者、 之事二候得者、 尤兼而従 人一統二万事申合取計致し、一分之謀計堅仕間敷候、 各和順致し候、弥先規之通、社法相守、五保之裁判 統二御書付奉指上候、其後普請願之儀二付、難渋之 を以、宝暦三年御裁断被成下、御下知之趣奉畏、一 右者、長宝寺大破修復之義二付、近年仲間及争論二、 御寺務御吟味之上、宝永二年被 仰渡候御條目 御寺務様被 御寺務北野目代孝世『取扱被 為後観、 他事用ひ申問敷候、 仰下候通、保と元来神供所 此度惣社人連判証文、 乍然無拠用筋 仰付、 依而 有来

宝暦五年

亥九月

竹岡玄蕃判

数谷左衛門。

橋本六兵衛〃

[以下三十人署名略]

右

格を守り、容易に不座等のないように心懸け、また保々神供所 する社人の関与の在り方を明文化したものである。すなわち、 事項である。さらに四箇条目は、それら保神供所を維持・管理 識を持っていたことがわかる。それは大将軍保(長宝寺保)の とを確認したのである。社人株の相続は、先に触れた【史料5】 は筋目を正し、 と五保社人の家筋が頽転のないように、中絶の社人株について 保々社人と京地散在の仲間は、和順して社役を勤め、互いに古 目までは、保神供所の普請願・費用勘定・貢納物に関する確認 ようやく和順となった。ここで確認された四箇条のうち三箇条 を経て、 社人だけでなく、社人仲間三十三名の連印による総意であった どちらも五保あるいは「西京七保」の衰退へ繋がるとの共通認 た。ところがそれでは解決せず、北野社目代の取扱いによって (文政十二年) の長宝寺保株相続の在り方と共通する点があり ことからもうかがえよう。 まず、長宝寺の修復を進める中で争論が起き、曼殊院の吟味 宝永二年の条目をもとに宝暦三年に再び裁断が下され 互いに補闕して社人が減少しないようにするこ

寺普請を社人仲間連印で願書作成すること、そして観音賽銭を将軍村庄屋七左衛門と堂衆生嶋右京が、天満宮社人中へ、長宝この取り決めは、宝暦七年二月になって決着したようで、大

修復料に充てることを決めた証文を提出した。

別紙絵図を添えて京都町奉行へ提出した。

『記』、大将軍村役人の連印によって願い出ることとする証文印形と、大将軍村役人の連印によって願い出ることとする証文印形と、大将軍村役人の連印によって願い出ることとする証文印紙と、大将軍村役人の連印によって願い出ることとする証文の紙紙のである。

〈2〉 「西京七保」御供所の維持と社人

に、各保の御供所寺院の維持・管理が「五保社人一統」(【史料 この宝暦争論以降、社人の衰微は一層意識されていく。それ で、名。また、保名も使用されなくなっていく。延享二年の「社人 さ。また、保名も使用されなくなっていく。延享二年の「社人 および神人未補任の人名が列挙されていたが、翌三年の「社人 および神人未補任の人名が列挙されていたが、翌三年の「社人 および神人未補任の人名が列挙されていたが、翌三年の「社人 さった。こうした記述の変化と、さらに翌四年の社人号使用の なった。こうした記述の変化と、さらに翌四年の社人号使用の なった。こうした記述の変化と、さらに翌四年の社人号使用の なった。こうした記述の変化と、さらに翌四年の社人号使用の なった。こうした記述の変化と、さらに翌四年の社人号使用の なった。こうした記述の変化と、さらに翌四年の社人号使用の は、この宝暦争論以降、社人の衰微は一層意識されていく。それ この宝暦争論以降、社人の衰微は一層意識されていく。それ この宝暦争論以降、社人の衰微は一層意識されていく。それ この宝暦争論以降、社人の積に、各保の御供所寺院の維持・管理が「五保社人一統」(【史料 に、各保の御供所寺院の維持・管理が「五保社人一統」(【史料 に、各保の御供所寺院の維持・管理が「五保社人一統」(【史料 に、各保の御供所寺院の維持・管理が「五保社人一統」(【史料 に、 といるに、 といる

14】) でなされるようになることと不即不離の関係にあった。

本節では最後に、長宝寺以外の御供所寺院の維持・運営につ本節では最後に、長宝寺以外の御供所寺院の維持・運営にいて触れるなかで、同時にそれら史料の伝来の経緯を明らかにいて触れるなかで、同時にそれら史料の伝来の経緯を明らかに

寺・新長谷寺の維持・管理に関する史料が散見される。 したがって本郷家文書には、宝暦年間以降の安楽寺・東光る。 したがって本郷家文書には、宝暦年間以降の安楽寺・東光る。 したがって本郷家文書には、宝暦争論以降、各保の本郷家文書に伝来されていた。これは、宝暦争論以降、各保のすでに【史料4】で触れたように安楽寺の宝物争論の史料は、

衛」を差し置くとの引取証文が提出された。 衛」を差し置くとの引取証文が提出された。 衛」を差し置くとの引取証文が提出された。 「廣嶋屋七兵年には「西京北町安楽寺門守部屋」を「借宅」に「廣嶋屋七兵に明和七年には「針医常春」が留主居に差し入れられ、文化二に明和七年には「針医常春」が留主居に差し入れられ、文化二年には「西京北町安楽寺留主居役」を沢有

御供所東光寺家」に百姓和七が借屋に入っている。 郎を引請人に勤めることになり、文化五年には、「西京堀河町光寺門主役」として「百姓五郎左衛門」が、北山村の百姓善四光寺門主役」として「百姓五郎左衛門」が、北山村の百姓善四また、東光寺に付属した御供所は、明和九年に「社中会所東

おり、 取り繕うことはできず、曼殊院へ一貫五百目の拝借を願い出て みによって台所が損壊し、北野社社人から「衰微之社人」では さらに年未詳ながら近世後期の史料として、東光寺伝来の抱 紙屋川洪水に伴う東光寺堤の損壊修繕がある。土砂流れ込 やはり社人総代(仲間)としての関与が確認できる。 御供所寺院東光寺の修繕・普請を示す事例に、安永七

【史料15】「東光寺抱地寄進状下書」〔本郷家文書三〇一号〕

え地の寄進に関する史料がある。

東兴寺伝来之地之内

寄附状之事

壱ヶ所 同断報屋川筋 壱ヶ所南北何間 西べり薮地

右弐ヶ所年貢米五升

妨申者 無之候、年貢米之義、 此度致寄附候、永代心保ニ支配可被出候、此地ニ付外合 毎年五升宛、社中へ可被

門守部屋 九月四日神事前、是非建直申度存候へ共、社人 -惣中歎悦

為後日寄附状仍如件

候、以上、

中間此節事多、

且又造作料物而

この 【史料15】は、東光寺抱え地の支配が社人仲間によって

> である。門守部屋を九月四日の神事までに立て直すことや、社 人仲間の関わりが想定される。 なされてきたが、これを東光寺へ寄附するという寄進状の下書

にも社人物代が訴願をしている。 この他、安楽寺の普請や、北野社御旅所境内門守部屋造作(4)

御供所寺院の運営は、その衰微・廃絶に直結する問題であった 社人身分を保障するための根幹の行為であり、それにかかわる 七保」の歴史と由緒が再生成されていくと考えられる。それは 衰微・廃絶していく社人が、保を超えて新たに社人仲間として 料が本郷家文書に含まれるのは、御供所寺院の維持が、各保毎 言い換えれば、近世でもなお御供調進が、北野社との繋がりと 結束し、また御供所寺院の維持・管理のあり方を通じて、「西京 仲間全体の管理へとその体制が変化したことによる。そこには で完結するのではなく、特に参銭運用のあり方をめぐって社人 これら長宝寺以外の御供所寺院の門主や修造普請に関する史

むすびに

といえるだろう。

相を明らかにしてきた。すでに中世末期の段階で、西京「五保 以上、本稿では「西京七保」の御供所寺院の近世における様

_ 四 二

伝存していくのはそのためである。

近世村落寺院一般とはやや異なった位置にあった。近世村落寺院一般とはやや異なった位置にあった。 このように御供所寺院は、天神を祀る観音堂を擁し、御供調 このように御供所寺院は、天神を祀る観音堂を擁し、御供調 このように御供所寺院は、天神を祀る観音堂を擁し、御供調 さを行う場として、近世を通じて社人らの活動の拠点であり、進を行う場として、近世を通じて社人らの活動の拠点であり、 進を行う場として、近世を通じて社人らの活動の拠点であり、 進を行う場として、近世を通じて社人らの活動の拠点であり、
近世村落寺院一般とはやや異なった位置にあった。

をたどるのか。それを示す興味深い史料がある。では、それら御供所寺院は近代化によって、どのような変転

【史料16】 「寺号儀口達」(明治初年ヵ) 〔本郷家文書二九八号〕

乍早速申入候、今日**安楽寺始其外寺号之儀**、不相成様、今

会早刻頼上候、以上、昼飯早々御集会可被下候、様との被仰渡。付、急速御談し申度候間、無御不参、御集朝中求馬様京都府。御出勤之処、右寺号相改、社号願可致

極月八日

〔社人二十一人宛、省略〕

社家年番

毀釈、あるいは近世「西京七保」御供所が寺院とは認められず、田で願い出るように指示があったという。これはおそらく廃仏用で願い出るように指示があったという。これはおそらく廃仏の海に、安楽寺など寺号を付す「西京七保」の御供所寺院

のような願書が提出された。
また、明治二年には、北野社祢宜惣代から神祇官に対して次神社として認識されたためであったと考えられる。

【史料17】「北野社祢宜惣代願書」明治二年〔本郷家文書二七二

号

為窺

通被為 仰下候者、祢宜一同難有奉存候、此旨宜鋪御沙汰参 朝被為 仰下候様奉願候、何卒格別之御憐愍以、右之為 仰下候之旨難有奉存候、当北野社祢宜、為年始御礼、天気昨年来七社之神主祢宜等、其余諸神社之輩、参 朝被

明治二年

奉願上候、

以上、

巳正月 **北野社祢宜惣代**

神部能登介

神祇御官

この【史料17】は年頭に際して、「七社之神主・祢宜」らが参内の許可を願い出たものである。ここではすでに前年の寺号廃内の許可を願い出たものである。ここではすでに前年の寺号廃止・改称に連動して、社人らの称号が祢宜惣代へ変化していることがわかる。その後、「西京七保」御供所寺院はさらに衰退・た長宝寺は、すでに明治二年に大将軍保社人本郷家の菩提寺でた長宝寺は、すでに明治二年に大将軍保社人本郷家の菩提寺でた長宝寺は、すでに明治二年に大将軍保社人本郷家の菩提寺でた長宝寺は、すでに明治二年に大将軍保社人本郷家の菩提寺でた長宝寺は、すでに明治二年に大将軍保社人本郷家の菩提寺でた長宝寺は、すでに明治二年に大将軍保社人本郷家の菩提寺でた長宝寺は、すで、神道となり、日本のである。ここではすでに前年の寺号廃内の許可を願い出たものである。

Ē

料群であり、使用する際には、旧字を新字に改め、適宜読点をで用いる本郷家文書は、西京社人(神人)本郷家に伝来した史(1) 本郷家文書二八四号(京都府立総合資料館寄託)。以下、本稿

付し、京都府立総合資料館の目録番号を示した。

おり、由緒を語り出す時期にもあたる。 ・保社人らにとって宝暦年間は、社人職衰退や御供所修繕に関 ・実暦十二年と推定できる。さらに本稿で考察するように、長宝 ・宝暦十二年と推定できる。さらに本稿で考察するように、長宝 ・北野社の創建年九四八年から八百余年であることを考えると、 北野社の創建年九四八年から八百余年であることを考えると、 北野社の創建年九四八年から八百余年であることを考えると、 北野社の創建年九四八年から八百余年であるが、端裏書に「閏四月廿 また、二八四号文書は無年号であるが、端裏書に「閏四月廿

担の単位として七つに編成して成立したとし、その後、 一○○四〕。その中で最も重要な点は、これまで「西京七保」を じて北野社膝下領支配を考察し、併せて西京神人らによる祭礼 枝二〇一一]。ただし、二三条保が幕府政所伊勢氏によって押領 される押領や領有関係の変遷を経て上下保と比定している。[三 変容を論じた点にある。また、それに批判を加えつつ、西京神 の記述を再検討しながら、秀吉による御土居造成と西京地域の にあり、併せてこれまで西京研究で参照されてきた『北野誌 具体的な七つの保に措定されてきたことへの疑義を提示した点 の比定を試み、西京が「都市的な場」であったとする [網野 をみせている。また、網野善彦氏は弘安九年の祈祷帳から七保 「七保」について、北野社創建時から存在したことに慎重な姿勢 たように、そこに居住する神人らが酒麹業を営んでいた「竹内 された後も御供が貢納されていた(もしくはされようとしてい **倉期に神供備進のために設定された「保」を室町幕府が祭礼負** 人の存在形態から検討を加えた三枝暁子氏は、「西京七保」が鎌 一九九五]。さらに貝英幸氏は、西京における闕所の在り方を通 ―瑞饋御輿の歴史的変遷を遡及的に検討した[貝二〇〇三: 一九六八、小野一九八七]。ただし小野氏はその範囲とされる 北野社膝下西京は、かつて小野晃嗣氏や竹内秀雄氏が指摘し

- 検討の余地があるように思われる。その範囲を具体的な七つ及び特定の範囲に限定するには、なおた)点に注目するならば[貝二〇〇三・二〇〇四、高橋二〇一〇]、た)点に注目するならば[貝二〇〇三・二〇〇四、高橋二〇一〇]、
- 鲁二四六号〕、後掲【史料4】。 (3) 「安楽寺縁起宝物争論一札」文政十年(一八二七)〔本郷家文
- 料 目代日記』。(4)「西京神人御補任之事」元禄二年(一六八九)『北野天満宮史
- 号〕。(5)「社人連氏」慶長七年(一六○二)二月九日〔本郷家文書一
- 日〔本郷家文書一九五号〕。 家文書一二八〕、「長宝寺普請願」文政五年(一八二二)二月十二家文書一二八〕、「長宝寺普請願」文政五年(一八九五)六月〔本郷
- (7) 『実隆公記』文明十五年九月八日条「則詣西京新長谷観□」。
- 文書』。(8)「西京惣使日記」天正七年(一五七九)『北野天満宮史料 古
- (9) 「社人連氏」慶長七年二月九日 [本郷家文書一号]。
- 『新修京都叢書』第一八巻 臨川書店。四)「京都坊目誌」上京第十学区之部、大正四年(一九一五)刊、
- 11) ただし、本文書前半部には「安楽寺」は「北野祢宜中支配」ただし、本文書前半部には「安楽寺」は「北野祢宜中支配」たの記述もあり、近世における社人の「祢宜」号の使用は定かとの記述もあり、近世における社人の「祢宜」号の使用は定かる。
-)『京都市の地名』平凡社。
- 第二巻 塩川書店。(3)「京羽二重」巻二、明暦四年(一六五八)刊、『新修京都叢書』
- 4)「都すゞめ案内者」上、寛文五年(一六六五)刊、『新修京都

- 叢書』第三巻 臨川書店。
- 京都叢書』第一〇巻 臨川書店。 「雍州府志」巻五寺院門下、貞享三年(一六八六)刊、『新修
- (16) 「拾遺都名所図会」巻一 安永九年(一七八○)刊、『新修京都叢書』第(一七一一)刊、『新修京都叢書』第一五巻 臨川書店。「山城名跡巡行志」第一、宝暦四年(一七五四)刊、『新修京都叢書』第七巻 臨川書店。「山州名跡志」巻之八、正徳元年二二巻 臨川書店。
- 『新修京都叢書』第一八巻 臨川書店。(17)「京都坊目誌」上京第十学区之部、大正四年(一九一五)刊:
- 一九七号・三九三号・二七七号〕。 このほかにも、文政年間の指図は三点確認できる。〔本郷家文書(18) 「長宝寺普請願」文政五年二月十二日〔本郷家文書一九五号〕。
- (19) 安楽寺・東光寺も北野御供所と記されている〔本郷家文書
- (20) 「長宝寺建立由緒書上」(近世後期) [本郷家文書二八五号]、
- 「大将軍村」(平凡社 平成五年)第三○号として所収・翻刻。(22)「諸保神供所普請願につき取替証文」宝暦七年二月(一七五七)

「宗門人別改帳」〔本郷家文書〕四〇二号~四二六号。

- 一九四号〕。一四号〕。一四号〕。一四号〕。一四号〕。
- (25) 「宗門人別改帳」享和二年 (一八〇二) 九月 [本郷家文書四一三
- 『新修京都叢書』第一八巻 臨川書店)。(「京都坊目誌」上京第十学区之部、大正四年(一九一五)刊、(「京都坊目誌」上京第十学区之部、大正四年(一九一五)刊、26) 選佛寺は臨済宗建長寺派の寺院。宝暦十一年(一七六一)、仏
- 二〇七号〕。 (27) 「留主居寺預り証文」文化六年(一八〇九)三月〔本郷家文書
- 関しては、西口順子氏論文 [西口二〇〇六]を参照のこと。参照 [高橋二〇一〇]。なお、炊く・織る・縫うといった職掌に支配し、それは御子・宮仕によって担われていた。詳細は拙稿28) 北野社御供所八嶋屋は、膝下西京より貢納される御供を調進・
- 平成五年)第二九号として所収・翻刻。29) 同史料は、『史料京都の歴史6 北区』「大将軍村」(平凡社
- 書一四五号]。 (3) 「諸保神供所普請願につき取替証文」宝暦七年二月〔本郷家文
- 書一四六号〕。 (31) 「諸保神供所普請願につき取替証文」宝暦七年二月〔本郷家文
- 書一四七号〕。 32)「諸保神供所普請願につき取替証文」宝暦七年四月〔本郷家文
- 号〕、「同」延享三年(一七五六)二月九日 [本郷家文書四九号]。3) 「社人連氏」延享二年(一七四五)二月九日 [本郷家文書四八
- 四三八号〕。 34)「安楽寺留主居証文」宝暦三年(一七五三)七月〔本郷家文書
- (35)「御供所安楽寺留主居引請証文」明和七年(一七七○)七月

[本郷家文書一六一号]。

- 月〔本郷家文書二○二号〕。 (36) 「西京北町安楽寺門守部屋引取證文」文化二年(一八○五)七
- (37) 「東光寺門主役請状」明和九年(一七七二)五月三日〔本郷家
- (38)「東光寺借家引取請状」文化五年三月〔本郷家文書二二七号〕。
- 「銀子借用願」安永七年(一七七八)七月〔本郷家文書一六六

39

- まか〕。 (一七五八)二月八日〔本郷家文書一四八号〕、文政三~四年の(一七五八)二月八日〔本郷家文書一四八号〕、文政三~四年の(1 北野天満宮御供所西京北町安楽寺繕普請御願」宝暦八年
- 〔本郷家文書一三六号〕。 (4)「北野旅所境内門守部屋造作御願」寛保元年(一七四一)八月
- (42) 本郷家文書の中には、元禄八年(一六九五)二月に「天神御供所西京新長谷寺」の「観音守り」であった直心が、観音堂の供所西京新長谷寺」の「観音守り」であった直心が、観音堂の産が連名で訴願している。本郷家に当文書がある〔本郷家文書が、本郷家が庄屋を勤めていた可能性がある。いずれにせよ、が、本郷家が庄屋を勤めていた可能性がある。いずれにせよ、が、本郷家文書の分析を通じて見出せる社人〔神人〕の訴願や由緒本郷家文書の分析を通じて見出せる社人〔神人〕の訴願や由緒を含めた史料論の検討は後日を期したい。
- (4) 「掟」明治元年(一八六八)九月〔本郷家文書三九九号〕。こでは「禰宜家年番」として社人らが連署し、本社参拝・定式には「禰宜家年番」として社人らが連署し、本社参拝・定式
- (4)「宗旨請状」宝暦七年八月〔本郷家文書四四一号〕。これは『北

寺とは異なる寺院である。 野誌』および【史料3】に記される「西京七保」のうちの成願

た。末筆ながら深謝申し上げます。たものです。ご助言くださいました諸氏に便宜を図っていただきましただき、京都府立総合資料館の辻真澄氏に便宜を図っていただきましたが、本郷家文書の使用にあたっては、所蔵者様から御許可・御配慮いたものです。ご助言くださいました諸先生方に厚く御礼申し上げます。

人世界人権問題研究センター研究会にて報告した内容をもとに成稿し【附記】本稿は、佛教大学総合研究所研究班の研究成果であり、公益法

[参考文献]

摩書房(初出一九九一) 網野 善彦 一九九五「西の京と北野社」『日本中世都市の世界』 筑

究』法政大学出版局(初出一九三二) 見嗣 一九八七「北野麹座に就きて」『日本中世商業史の研

二〇・二一号

第四一・四二号川井銀之助 一九三四「北野天満宮と七保御供所攷」『史迹と美術』

川弘文館 | 川弘文館 | 一八八「北野社の神人」『天満宮』日本歴史叢書、吉竹内 秀雄 一九六八「北野社の神人」『天満宮』日本歴史叢書、吉竹の 秀雄 一九六八「北野社の神人」『天満宮』日本歴史叢書、吉 田光記事 | 日次紀事 | 日次紀事 | 日次記事 | 日本記述 | 日本述述 | 日本記述 | 日本記述

法蔵館(初出一九九〇) 法蔵館(初出一九九〇)

叡山と室町幕府』東京大学出版会(初出二〇〇七) 枝 暁子 二〇一一「北野社西京七保神人の成立とその活動」『比

(タカハシ ヒロキ 嘱託研究員)